

## ベトナム刑事司法制度の改正動向

国際協力部教官

松原 禎 夫

### 1 はじめに

法務総合研究所では、2000年からベトナム社会主義共和国最高人民検察院とベトナム司法制度に関する共同研究を実施し、同検察院から専門家を招へいして交流を行うとともに、同国に対する法制度整備支援活動にとって必要な基礎情報・最新情報を入手している。2011年度は、「ベトナム刑事訴訟法及び検察院組織法の改正」<sup>1</sup>をテーマに取り上げ、6月27日(月)から7月1日(金)までの間、実施した(日程表は文末の資料1のとおり)。

今回の共同研究に参加したベトナム側専門家は以下の2名である。

(1) ベトナム最高人民検察院人事局副局长

グエン・ズウイ・ザン氏 (Mr. Nguyen Duy Giang)

(2) ベトナム最高人民検察院検察理論研究所法律専門官

グエン・チョン・ヴィン氏 (Mr. Nguyen Trong Vinh)

両氏は、いずれも検察官として20年以上の実務経験を有し、現在は、最高人民検察院検察官として法改正等に従事している。

### 2 研究実施の背景

ベトナムでは、2005年5月及び6月にベトナム共産党中央執行委員会政治局により相次いで発表され

た48号決議及び49号決議<sup>2</sup>に基づき、大規模な司法改革を実行中である。最高人民検察院は、同決議に基づく司法改革の一環として、現在、刑事訴訟法及び検察院組織法の改正作業を行っている。法務総合研究所においては、近時、最高人民検察院の要望に応じ、両法改正作業の参考となる日本の法制度を紹介するとともに、同院から両法改正の動向に関する情報を収集してきた。

最高人民検察院では、刑事訴訟法に関し、①検察院の捜査権限、②検察院と捜査機関の関係、③勾留の制限、④単独裁判の可否、⑤弁論の活性化、⑥弁護権の強化、⑦控訴審の権限の明確化、⑧監督審申立権者の範囲の縮小などの幅広い論点につき改正の可能性を検討してきている。

また、検察院組織法に関しても、①国家統治機構における検察院の役割、②組織体系、③検察官の等級・選考試験及び任命期間、④捜査権限の拡大、⑤司法活動の監督の範囲・方法等の明確化、⑥民事事件における検察院の役割などにつき改正の検討がなされてきている。

同院は、現在、これまでの研究結果を踏まえて、上記各論点を精査し緊急に改正すべき論点を抽出中である。そこで、今年度は、招へい専門家から、刑事訴訟法及び検察院組織法の改正作業の進捗状況及び関連する最新論点に関する発表を受け、それに基づき絞り込んだ論点につき、当部教官及び招へい専門家が議論してより深く研究し、両法改正作業に資

<sup>1</sup> ベトナムでは、最高人民検察院が刑事訴訟法・検察院組織法などの刑事手続関連法案の起草を担当する。また、検察院組織法20条は、人民検察院は、法律の定めに従い、民事事件の解決を監督する旨規定しており、同法の改正は民事訴訟制度にも影響を与えるものである。

<sup>2</sup> 両決議の和訳についてはICDニュース28号22頁から41頁を参照されたい。

するとともに、得られた研究結果を法整備支援に反映させる目的で、本共同研究を実施することとした。

### 3 ベトナム側発表の要旨

本共同研究では、日本側から日本の刑事司法制度について、ベトナム側の関心事項を中心に紹介し、ベトナム側からは、ヴィン氏が「刑事訴訟法改正作業の進捗状況及び関連する最新論点」、ザン氏が「人民検察院組織法改正作業の進捗状況及び関連する最新論点」について、それぞれ発表した。その後、ベトナム刑事訴訟法及び検察院組織法改正の主要論点につき、日越双方で意見交換を行った。発表・検討された論点は多岐にわたるが、そのうち、特に興味深い事項につき、ベトナム側発表の要旨を本稿で紹介することとする。



(右から)  
グエン・ズウイ・ザン氏、グエン・チョン・ヴィン氏、橋本通訳

#### (1) 裁判所及び検察院の組織改革

現在、ベトナムの裁判所及び検察院は、以下のとおり、3階級に分かれている。

**全国：** 最高人民裁判所 — 最高人民検察院

**省・中央直轄市：**

省級人民裁判所 — 省級人民検察院

**県、区・市、特別市：**

県級人民裁判所 — 県級人民検察院

県級人民裁判所は、原則として刑の上限が懲役15年以下の犯罪の第一審公判を行う。省級人民裁判所は、県級人民裁判所が管轄しない犯罪の第一審公判を行う<sup>3</sup>。ベトナムの裁判制度は二審制度であり、省

<sup>3</sup> 刑事訴訟法170条1項・2項、刑法8条3項。

級人民裁判所と最高人民裁判所控訴裁判部が控訴審を担当する<sup>4</sup>。省級人民裁判所及び最高人民裁判所は、監督審<sup>5</sup>も担当する。

これに対して、最高人民検察院は、以下のとおり、裁判所及び検察院を4階級にすることを検討している。

最高人民裁判所 — 最高人民検察院

高等人民裁判所 — 高等人民検察院

省級人民裁判所 — 省級人民検察院

県級人民裁判所 — 県級人民検察院

上記構想において、高等人民裁判所は、ハノイ、ホーチミン市及びダナン省の3か所に設置され、複数の省を管轄する。高等人民裁判所は、省級人民裁判所の第一審判決に対する控訴審、省級人民裁判所及び県級人民裁判所の裁判に対する監督審及び再審を担当する。最高人民裁判所は、高等人民裁判所の裁判に対する監督審及び再審を担当する。二審制度は維持される。改革後の県級人民裁判所及び県級人民検察院は、現行の複数の県級人民裁判所及び県級人民検察院を統合して設置され、複数の県、区、市及び特別市を管轄する。

この改正の目的の一つは最高人民裁判所及び最高人民検察院の負担軽減である。現在、最高人民裁判所は、監督審、再審に加えて、省級人民裁判所の第一審判決に対する控訴審を担当しており、事務処理上の負担が大きい。今回の改正では、高等人民裁判所の創設により最高人民裁判所には高等人民裁判所の裁判に対する監督審・再審のみを担当させ負担軽減を図っている。それに伴い最高人民検察院の負担も軽減される。第2の目的は、政治勢力からの独立の強化である。現在の裁判所及び検察院の階級は、行政単位と一致する。県級人民検察院及び省級人民

<sup>4</sup> 刑事訴訟法242条。

<sup>5</sup> 監督審とは既に法的効力を生じた裁判について、再検討を行う制度である（刑事訴訟法272条以下）。重大な法律違反がある場合に行われるとされており、その点においては、我が国の非常上告と類似するともいえるが、事実認定を誤った判決も対象となる。

検察院の長官は、それぞれ同級の人民評議会の監督を受け、業務報告責任を負う<sup>6</sup>。これに対して、高等人民裁判所及び高等人民検察院は、複数の省を管轄し、行政単位と一致しなくなるので、政治勢力からの独立強化が期待される。改革後の県級人民裁判所及び県級人民検察院についても、現在の県級人民裁判所及び県級人民検察院を統合して設立されるので行政単位と一致しなくなるわけで、同様の効果が期待できる。

しかし、新たな県級人民裁判所及び県級人民検察院については、いくつかの問題点が指摘されている。主たる捜査機関である公安省の捜査機関に関しては、行政単位に従って、省級公安部、県級公安部が存在するが、改革後の県級人民検察院は、複数の県級公安部の処理する事件を管轄することとなる。この点、適切な検察権行使のためには、検察院と捜査機関の緊密な連絡が不可欠であり、検察院と捜査機関の土地管轄が一致すべきとの意見もある。次に、県級人民裁判所及び県級人民検察院の統合方法も検討課題である。最高人民裁判所は、事件数を基準に統合したいとの意向を有しているが、最高人民検察院では、関係者の取調べや現場見分の必要性から交通の難易度なども不可欠の判断材料と考えている。ベトナムには、往来の不便な山間地域なども存在するので交通の容易さを考慮する必要がある。この点、往来の困難な山間地域などに支部を設置することも検討している。しかし、ベトナムでは、立件、予防措置の適用、捜査機関の決定の承認、起訴などの各決定は検察官ではなく、検察院長官の権限である<sup>7</sup>。

したがって、支部を設置しても、現行法上、各支部所属の検察官が上記各決定を行うことはできない。この点については、検察官の権限と責任を強化し、捜査、公判上の各決定を検察官が行えるようにすることを検討している。

<sup>6</sup> 検察院組織法9条

<sup>7</sup> 刑事訴訟法36条2項。

## (2) 検察官の民事訴訟関与<sup>8</sup>

2004年改正の民事訴訟法では、検察官は、裁判所が証拠を収集し、当事者が不服申立てをした事件、裁判所が管轄する非訟事件並びに判決又は決定に対し検察院が異議を申立てた民事事件及び非訟事件の公判期日に立ち会うこととなっている<sup>9</sup>。

2004年民事訴訟法は、検察官の民事訴訟への関与を従前に比べて大きく制限したが、それに伴い控訴・監督審申立て件数が増加したため、検察官の関与を求める声が大きくなり、今般の民事訴訟法改正<sup>10</sup>により検察官の民事訴訟への関与範囲が拡大した。

改正民事訴訟法に基づく、検察官は、非訟事件、裁判所が証拠収集した事件、紛争物が公的財産・公共利益・土地使用权・住宅である事件、一方当事者が身体・精神の弱者である事件の第一審公判期日及び控訴審・監督審・再審の公判期日に参加する。2004年民事訴訟法では、一般民事事件の第一審公判への検察官立会は、裁判所が証拠収集して当事者が不服申立てをした事件に限られていたが、今回の改正により、裁判所が証拠収集した事件、公益に関する事件、社会的弱者に関する事件に拡大した。また、控訴審、監督審、再審については全件立会うこととなった。改正により拡大した公判立会は、いずれも義務的であり、検察官の裁量に基づくものではない。公判に立会った検察官は、公判手続きの適正についてのみ発言し、紛争内容自体には関与しないこととなっているが、事実誤認を理由とする控訴審・監督審・再審の申立ては認められている。また、行政訴訟法<sup>11</sup>の施行により、裁判所が処理する事件数が増加し、それに伴い検察官の立会も増加すると予測している。従前、行政事件に関しては、行政機関に不服申立てをし、その決定に不満がある場合に訴訟提

<sup>8</sup> 検察官の民事訴訟への関与は民事訴訟法で規定されているが、関与の規模により検察院組織法の改正にも影響を与えるものと思われる。なお、民事訴訟法については、最高人民裁判所が起草を担当する。

<sup>9</sup> 民事訴訟法21条2項。

<sup>10</sup> 2011年3月29日成立、2012年1月1日施行。

<sup>11</sup> 2010年11月24日成立、2011年7月1日施行。

起していたが、行政訴訟法の成立により、直接、裁判所に訴えることが可能となった。現在、検察官の民事事件立会は、全民事事件数の1%未満に過ぎないが、民事訴訟法改正及び行政訴訟法施行に伴い、約80%の民事事件に立会する必要があるのではないかと予測し、人員確保などの組織整備を進めている。民事訴訟法改正は、最高人民裁判所の管轄であり、最高人民検察院から改正の経緯につき詳細を述べることはできないが、ベトナムにおいては、一般国民の法的知識・裁判所への信頼、弁護士能力・数などが未だ十分といえず、適切・公平な裁判の実現のためにはなお検察官の関与が必要であるとの認識から今回の改正に至ったと思われる。

### (3) 検察院の捜査権限

従前、検察院は全ての犯罪の捜査権限を有していた。2002年の人民検察院組織法改正により捜査権限は司法機関の職員が犯した司法活動に関する犯罪に限定されたが、その権限を再び拡大する方向での改正を検討している。検察院の捜査権限に関しては、拡大と縮小が繰り返されているが、そこには主要捜査機関である公安省との関係において、どちらにより権限を与えるべきかという問題が背景にあると思われる。今回の改正においては、司法機関の職員が犯した司法活動に関する犯罪に止まらず、司法機関の職員が犯した一般犯罪、全ての汚職事件の犯罪も検察院が捜査する方向で検討している。捜査権限が拡大すれば、それに対応する人員配置が必要となるが、検察院においては、前述の民事立会の拡大への対処が急務であり、拡大する捜査権限に応じて人員を配置するのは容易ではない。そこで、最高人民検察院では、日本の検察事務官に相当する職員の導入を検討している。ベトナムでは、検察官を志望する者は、検察院に採用された後、一定の教育を受け、経験・能力に応じて検察官に昇進するが、検察事務官に相当する職員は存在しない。今回の共同研究を通し、日本の検察事務官の採用方法・権限などに関する情報を得ることができたので、今後、日本の制

度も参考としつつ、導入する方向で検討したい。



## 4 終わりに

ベトナムでは、刑事訴訟法及び人民検察院組織法の大規模な改正を検討中である。そこには、当事者主義的要素の導入という訴訟手続の根幹に関わる事項や憲法改正を検討すべき事項なども含まれる。ベトナム最高人民検察院は、広範囲にわたり情報を収集し様々な論点につき検討を進めてきたが、今回の共同研究を通じて、直ちに改正すべき事項と中・長期的に改正すべき事項の選別が相当程度進んでいることが感じられた。今後もベトナム最高人民検察院から継続的に情報を収集しつつ、改正に向けての支援を行っていきたい。

最後に、通訳をしていただいた橋本孝氏を始め、本研究について御支援、御協力をいただいた関係各位に深く感謝申し上げたい。

## 日越司法制度共同研究日程表

(ベトナム最高人民検察院専門家招へい)

〔教官：森永教官，松原教官 専門官：瀬井主任専門官，佐野専門官〕

月日	曜	9:30	12:30	14:00	17:00	備考
6	日	来日 (00:10 ハノイ発 VN944便)				
26		関空着(06:40)				
6	月	10:00～	11:00～	14:00～		
27		オリエンテーション 国際協力部教官 国際協力部 4F セミナー室	国際協力部長表敬 部長室	講義「日本の刑事手続きについて」 国際協力部教官	国際協力部 4F セミナー室	
6	火	10:00～		14:00～		
28		招へい専門家発表 「ベトナム刑事訴訟法改正作業の進捗状況及び関連する最新論点」 国際協力部 4F セミナー室		国際協力部教官との意見交換 国際協力部 4F セミナー室		
6	水	10:00～	11:00～	11:25～	14:00～	
29		日本の法制度整備支援について 国際協力部教官 国際協力部 4F セミナー室	大阪高検 検事長表敬 検事長室	大阪地検 検事正表敬 検事正室	招へい専門家発表 「人民検察院組織法改正作業の進捗状況及び関連する最新論点」 国際協力部 4F セミナー室	
6	木	10:00～		14:00～		
30		京都地方裁判所法廷傍聴(刑事裁判)		国際協力部教官との意見交換 国際協力部 4F セミナー室		
7	金	10:00～		14:00～		
1		大阪地検見学		総括質疑応答 国際協力部教官	国際協力部 4F セミナー室	
7	土	離日 (10:30 関西国際空港発 VN945便)				
2		ハノイ着(13:25)				